

議案第 6 4 号

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 2 4 年川崎市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）」に改め、同条第 4 項を削る。

第 6 条第 6 項を削る。

第 4 7 条第 1 項中「第 5 条第 1 6 項」を「第 5 条第 1 8 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例第 5 条第 4 項及び第 6 条第 6 項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、改正後の条例第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず、平成 3 3 年 3 月 3 1 日までの間は、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者を看護師から看護職員に改めること等のため、この条例を制定するものである。